

[事案 2025-65] 入院給付金支払等請求

・令和 8 年 2 月 2 日 裁定打切り

※本事案の申立人は、[事案 2025-61] [事案 2025-62] [事案 2025-63] [事案 2025-64] の申立人と同一人である。

<事案の概要>

重大事由により契約を解除され、給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和 6 年 5 月に大腸内視鏡検査のため入院したため、令和 6 年 3 月に契約した医療保険にもとづき入院給付金等を請求したところ、重大事由により契約が解除された。しかし、以下等の理由により、入院給付金等を支払ってほしい。

- (1) 令和 6 年 5 月に受診した医師により、大腸ポリープと診断され、入院および手術をすると説明を受けた。
- (2) 保険会社は、給付金累計額が著しく過大、保険の加入時期から初診日までが早期であるとの理由で給付金の支払いを拒否しているが、この姿勢は、極めて傲慢かつ理不尽な対応である。
- (3) 重大事由の発生日を令和 6 年 3 月とするのであれば、その日以降に支払った保険料は、全額返金されるべきである。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 医療保険の加入総件数、入院給付金等の金額および総額、保険契約の集中加入の程度、保険料の金額、入院の原因、保険契約の加入日から初診日までの期間を総合的に考慮すると、本契約については、保険契約の存続を困難とする重大な事由があり、本契約の解除は有効である。
- (2) 約款には、解除の効力が、解除時点以降に生じるものであり、解除前に遡って契約が無効となるものではないことが明確に規定されており、既払いの保険料を返還することはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約締結時の状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 重大事由解除が有効であるか否かを判断するためには、多重契約の経緯および必要性、契約者・被保険者の収入および生活状況、他契約の給付金の支払履歴および給付の妥当性、入院に至った経過等の事情を総合的に勘案して判断しなければならない。
- (2) これらの事情を明らかにするためには、第三者に対する文書送付嘱託または文書提出命令、各保険契約の募集担当者、あるいは第三者への尋問等の手続が必要となる。
- (3) しかしながら、裁定審査会は裁判外紛争処理機関であり、このような手続を持たないこと

から、上記の点について明らかにすることは困難である。